

金融経済教育研究会（第4回）

平成25年1月29日

【吉野センター長】 今日、関係省庁からのヒアリングをさせていただきます。金融庁から金融サービス利用者相談室における相談事例、消費者庁から消費者教育の推進に関する法律の概要、文部科学省から社会教育における消費者教育、金融経済教育の取組み、学校教育における金融経済教育の状況について、それぞれご報告いただきます。

【中島副センター長】 金融サービス利用者相談室の相談事例等について、説明します。

資料1ページですが、相談室の概要です。この相談室は、金融サービス利用者の利便性の向上を図り、寄せられた情報を金融行政に有効に活用するという事で、平成17年7月、金融庁政策課の中に金融サービス利用者相談室として設置されています。

金融サービス利用者相談室では、利用者からの金融庁に対する質問・相談・意見等に対し、消費者相談のノウハウ、金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、庁内一元的な対応を行っており、管理スタッフを含め30人体制で行っています。

相談内容としては、金融機関と利用者との個別取引についてのあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体の紹介や論点整理等のアドバイスをしています。

一方で、相談内容あるいは対応状況は体系的に記録・保管し、庁内関係部局に回付して、企画立案・検査・監督において活用しています。

また、金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会のメンバーとして、金融サービス利用者相談室の活動状況の報告を行っているほか、この協議会のメンバーである業界団体、自主規制機関、消費者行政機関等との意見交換あるいは情報交換を常に行っています。

相談件数、主な相談事例のポイントなどについては、当庁のウェブサイトにて四半期ごとに公表しています。資料の7ページですが、昨年7月から9月までの四半期の公表分です。間もなく、次の10-12月期をアップする予定ですが、四半期ごとに相談等の受付状況等を公表し、利用者に役に立てていただこうと考えています。

資料2ページですが、この金融サービス利用者相談室の発足以来の相談件数の推移です。折れ線グラフの一番上が合計件数で、経済情勢や金融行政の動向により、増減はありますが、おおむね四半期で1万件、1日当たり150から180件程度の相談に応じています。

内訳を見ると、多い順に、投資商品、預金・融資等、保険商品、貸金、金融行政一般、となっています。詳細については、7ページ以降の公表データあるいはホームページを御覧いただければと思います。

資料3ページ以降に、今回の研究会の検討に即するような形で、代表的な相談事例を挙げています。

まず、投資に関する相談が多いですが、その中でも①にある劇場型・代理購入型詐欺に関する相談事例という、最近、新聞などにも出ている相談事例です。この劇場型とは、複数の人物が共謀して、さもありそうな話をして購入させる手口です。発行会社から社債購入を勧誘するパンフレットが届きます。次に無登録業者から、この会社の社債を購入してくれたら、3倍で買い取ると言われ、指示どおりに購入代金を支払った後、発行会社及び業者と連絡がとれなくなるという、まさに詐欺的な投資勧誘の相談です。

こういった相談が寄せられた場合、当庁から、個別の状況にもよりますが、社債の買い取りは通常行われていないと認識し、あまりにも大きなリターンが得られるような場合には、疑いを持つこと。また、社債の買い取りは、国に登録した証券会社しか行うことができないので、当庁のホームページで登録の確認を行う必要があるとアドバイスしています。

電話による投資勧誘については、勧誘者の電話番号と、勧誘者が提供しているホームページ情報との照合など、可能な限り事前に勧誘者が信用できるかどうか確認するようにアドバイスを行っています。相談相手が詐欺話に引っかかりそうな、信じていそうな場合には、すぐにやめるようにアドバイスし、状況によっては、捜査当局へすぐに情報提供も行っています。

資料4ページですが、投資信託に関する相談事例です。

事例1ですが、投資信託の購入の際、金融機関の担当者は、投資信託を〇〇万円購入していただければ、毎月配当金がもらえます、3年で幾らの配当金を受け取れます、と多額の配当金があることを強調していました。1回目の配当金が小額であったため、調べたところ、元本を取り崩した特別配当金であることが判明したという相談事例です。

事例2ですが、妻が資金を定期預金に預けるつもりで銀行を訪れたところ、銀行員に外国投資信託を勧められ、それまで投資経験はなかったものの、資金の半分以上で投資信託を契約。ところが、円高の影響で半年もしないうちに想定以上に値段が下がってしまったという相談事例です。

事例3ですが、銀行で円高になった場合にはドル通貨で償還される投資信託を購入。実

際にはドル通貨で払戻しは出来ず、円に両替しないと現金の払戻しはできないと言われ、このままでは、両替手数料がかかってしまうという相談事例です。

このような事例の注意点は、投資信託の購入においては、分配金の話、その商品に内在するリスク、例えば為替とか手数料といったものについて、購入前に十分に確認を行う必要があることをアドバイスしています。

資料5 ページですが、投資に関する相談から考えられる基本的な金融知識・態度・行動としては、あまりにもリターンが大きいようなうまい話には疑いを持って、決して購入しないようにすることです。

また、そもそも投資に当たっては、短期的な目先の利益の追求を目指すのではなく、将来に備えて堅実なリターンを目指すことが必要と考えられます。

資料6 ページですが、保険の保障内容に関する相談が寄せられています。

類似の保険商品を複数社と契約し、実際に保険金を請求したところ、A社では支払われたが、B社では支払われなかったという相談事例。あるいは、同じ給付事由にもかかわらず、A社とB社で給付金額が異なるという、医療保険の手術給付金や入院給付金に関する相談が寄せられています。

アドバイスとしては、医療保険という名称の類似のものでも、保障内容は会社ごとで異なることを認識する必要があり、例えば手術給付金は、レーザー手術等の一部の手術は保障対象から除外されているなど、除外項目は各社によって異なります。また、同じ手術であっても、各社により給付金額はさまざまで、契約時にしっかりと約款を確認し、保障内容を正しく理解することが大事である、というアドバイスを行っています。

基本的な金融知識・態度・行動としては、何のリスクに備え、また幾らぐらい備えておくべきか、みずから事前によく整理し、判断し、契約内容をよく確認するといった態度が必要と考えられます。

そのほか、相談事例はいろいろあり、ホームページにありますので、関心のある方はぜひ御覧いただきたいと思います。いずれにしても、相談業務というのは、金融経済教育の議論を行う上で非常に役立つ情報があるほか、金融行政を実際に進めていく上で、非常に有益な情報が詰まっていると考えており、引続き利用者サービス相談の充実に努めたいと考えています。

【吉野センター長】 続きまして、消費者庁長谷川課長、お願いいたします。

【長谷川消費生活情報課長】 消費者教育の推進に関する法律の概要について、説明い

たします。

資料として、法律の全体図、概要をお示ししています。議員立法で、国会のイニシアチブにより、法律が成立し、昨年12月に施行されました。

法律の目的として、消費者教育の総合的・一体的な推進というところが肝であると思います。各主体が様々な場において消費者教育を行っていますが、それを総合的・一体的に推進することを狙いにしたもので、国民の消費生活の安定・向上に寄与することは当然です。

定義としては、消費者教育、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と、これに準ずる啓発活動もこの法律に含まれています。消費者市民社会の形成というのが比較的新しい概念です。欧米の概念でコンシューマー・シチズンシップを訳すと、この消費者市民社会になると思います。消費者が、実際に自分だけの話ではなく、その消費活動、生活活動が社会各方面に影響を与えることを念頭に置いて、まさに消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重し、みずからの行動が将来にわたって内外の社会経済情勢や環境に影響を及ぼすことを自覚し、そして、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するということをうたっています。

被害を受けると、勉強代という形で被害を申し出ないというケースもありますが、むしろ消費者市民社会からすると、そういう被害を訴えることによって様々な情報が共有され、それがあある意味、社会にとって抑止力となる訳で、消費者として社会への広がりといったものを考えてもらい行動することが、この消費者市民社会の一つの重点として考えられることだと思います。

基本理念としては、知識の習得、プラス実践的な能力の育成になると思います。特に、推進の方法としては、体系的・効果的推進ということですが、幼児期から高齢期まで、それぞれの年代の特性がありますので、それに応じて配慮します。

効果的な推進ということで、学校から地域、家庭、職域などで行われていますが、その特性に配慮が必要です。そのほか、主体間の連携、消費者市民社会に関する多角的な情報の提供、震災時、風評被害に至るような行動や買占め的な行動が見られたので、そうした点を踏まえて災害時・非常時の合理的な行動のための知識と理解。それから、金融教育は書かれていませんが、環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携ということで、様々な消費者教育に関連する他の分野、教育についての有機的な連携をするということが明示的に規定されています。

今回、主体として、様々な分野の方にも、努力義務が規定されています。消費者団体、事業者・事業者団体に対しては、知識の提供、従業員の研修、資金の提供などの活動が求められています。

消費者教育の大きなミッションを担っているのは国と地方です。

まず国ですが、総合的な施策の策定と実施、財政措置。特に、基本方針は今回の大きな柱です。消費者庁、文部科学省が案を作成し、閣議決定します。その内容には、基本的な方向性、消費者教育推進の内容を盛り込みます。さらに、消費者教育推進会議の設置です。消費者教育推進会議は、8条機関で、消費者庁に設置されます。できるだけ早期に開催できるように、今、準備を進めています。このミッションは、構成員相互の情報交換や調整、その他、基本方針を政府が策定しますので、それに対する意見を申し述べます。メンバーは、消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、学識経験者で、委員数は20名以内です。

次に地方ですが、地方公共団体の責務として、団体、区域の自治体の社会的経済的状況に合わせた施策の策定や実施のほか、消費生活センター、教育委員会、その他の関係機関との連携などが法律に規定されています。政府の基本方針と並びで、都道府県・市町村においても、政府の基本方針を踏まえ、努力義務ですが、消費者教育推進計画の策定をお願いすることになります。また、消費者教育推進会議と同様、地域においても消費者教育推進地域協議会を設置します。議論頂く内容は、①、②に書いてあるように、政府の消費者教育推進会議とパラレルの関係になっています。構成としては、消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センターと、地域でそれぞれの様々な主体にかかわっていただくことを念頭に置いています。

次に、「義務づけ（国および地方）」ですが、今回、法律に各分野がすべきことがかなり規定されています。学校については、発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用。また、大学においても、学生等の被害防止に向けた啓発。地域における消費者教育について、高齢者及び障害者への支援のための研修や情報提供、人材育成が規定されています。

また、努力義務ですが、教材の活用、調査研究が規定されているほか、適切に情報収集を行うということが規定されており、これまで様々な分野で行われてきた消費者教育を踏まえた形で、今回、かなり具体的な規定となっています。

条文について、4ページの第3条第7項「消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関する教育に関する施策との有機

的な連携」ということで、他の分野と大きく重なっている部分との有機的な連携が図らなければならないと規定されています。

また、基本施策についても、10ページ、11ページ以降にあります。例えば、11ページの第13条には、地域において、どういう方々が主体となるのかが規定されています。高齢者・障害者に対する消費者教育では、配慮が必要ですので、ここでは実際に消費者教育を担っていただく民生委員、社会福祉主事などと連携していく必要がありますので、そうした担い手を規定しています。こうした点を踏まえながら、基本方針も作成する必要があります。

【吉野センター長】 文部科学省の笹井課長、お願いいたします。

【笹井男女共同参画学習課長】 主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を「社会教育」と称していますが、その中で実施されている金融経済教育の状況について、説明します。

社会教育行政については、都道府県や市町村の教育委員会が行います。公民館、図書館、博物館などの社会教育施設で、主に住民に対する講座の開設や講演会、講習会の開催といった手法で社会教育を行ってきています。

資料3ページは、公民館における消費者教育・金融経済教育の実施状況です。平成20年度社会教育調査によりますと、全国の公民館で行われている講座数は、「金融・保険・税金」という分野で271講座です。また、「消費者問題」は418講座となっています。他の講座と比べると非常に限られている状況です。なお、これは公民館で行っている講座数のみで、消費者部局で行っている講座や、大学等での公開講座は含まれていません。

資料4ページですが、今、申し上げた講座数について対象別に見たものです。「金融・保険・税金」分野は、「成人一般対象」が多くなっています。これは、消費者問題の講座が、「高齢者のみ」を対象とするものが多いのと比べると、金融経済教育の対象者の幅広さを示していると思います。

資料5ページ、6ページは、具体的な取組事例です。これは、財団法人日本青年館が発行している「社会教育」という雑誌の編集部と証券会社がコラボレーションして、「経済・金融学習プロジェクト」を実施しており、そのプロジェクトの支援を受けて金融経済教育を行っている事例です。5ページは公民館での取組、6ページはNPO、大学の公開講座の事例で、資料の最後に「社会教育」の取組事例の抜粋を添付しています。

資料7ページですが、消費者問題や消費者教育を含む金融経済教育に関する講座の数が

限られている状況ですので、文部科学省において、平成23年に、特に被害が多い大学生、高齢者を中心とした消費者教育の指針を出しています。この指針に基づき、各地方公共団体等において、講座の開設などに取組んでいます。

資料8ページですが、金融経済教育だけではなく、消費者教育全般についての講座が、あまり多い状況ではありませんので、その理由について、教育委員会に質問したデータです。消費者教育を推進するにあたっての課題を記載しております。「指導者や講師となる人材がない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」、ということのほか、特に課題はないという回答も3割程ありますが、今、申し上げた4つの内容について、それぞれ2割程、都道府県及び市町村で課題があると回答いただいています。なお、都道府県と市町村を比較すると、その課題として挙げているところが若干異なるのは、地方公共団体の規模や、持っている情報量の違いが出ているのではないかと思います。

資料9ページですが、このような状況を踏まえ、個人的な意見ではございますが当研究会で御検討頂きたい内容を記載しております。まず、先ほどの消費者教育の推進に関する法律の説明にもありましたが、都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定や地域協議会の設置が、この法律に基づく努力義務になっています。つまり、今後、消費者教育を地方公共団体でどのように進めていくのかということについて検討し、計画に落とし込んでいきますので、その計画の中で金融経済教育を位置づけ、具体的に取り組んでもらうのに非常に良いチャンスではないかと思います。

2番目ですが、これまでの研究会で、各業界団体や専門家の方々から、様々な取組について、報告をいただいております。私見ですが、一つのプログラムが誰にでもぴったり合うというのはなかなか難しく、年代層を分けて考えたほうが良いのではないかと思います。大学生や新社会人といった、これから社会に巣立っていく方々、新しく家庭を持つとかマイホームを計画しているといった年代層の方々、もうすぐ退職する、あるいは退職した方々、さらに高齢者の方々、それぞれの年代層に応じて学習ニーズも異なってくるのではないかと考えており、そういう方々に大学、企業、あるいは公民館といった場で教育を行っていただく必要があるのではないかと思います。

3番目ですが、金融経済教育や、消費者教育全般についても同じことですが、地域での取組がなかなか進まないのは、社会教育は非常に幅広い分野を担当しており、金融経済教育といったような専門的な取組を行っている関係者が、実際の社会教育の場にはそれほど

多くないからではないかと思えます。これまでの研究会でプレゼンテーションしていただいた専門家の方々が、実際に様々な取組を行っていただいておりますので、それらを社会教育の場にどうやってマッチングしていくのが大きな課題です。

資料8ページにあるように、講師の問題、取組内容、教材の問題のほか、先ほどの年代層に合わせて、どのような内容を行ったら良いのかということを検討する必要があると思っており、専門家の方々と公民館のような社会教育施設をどうやってつなげていくのが大きな課題であると考えております。

【吉野センター長】 最後に、塩見課長、お願いいたします。

【塩見教育課程課長】 学校教育における金融経済教育の状況について、説明します。

資料2ページですが、学習指導要領は、学校教育における教育内容を規定していますが、平成18年に教育基本法が改正され、その教育基本法のような様々な改正事項の中でも、公共の精神とか社会参画の態度を養うといったことが強調されています。新しい教育基本法の理念も踏まえて、平成20年に学習指導要領が改訂され、現在、この新しい指導要領に基づいて小・中学校での学習がスタートし、高等学校では平成25年度からスタートする予定です。

この学習指導要領の改訂のポイントは、知・徳・体、バランスのとれた力を育成していくということ、様々な改善内容が盛り込まれていますが、3. 教育内容の主な改善事項に、幾つか改善事項が並んでいる中で、⑦として、環境教育・キャリア教育・食育・消費者教育・情報教育・安全教育の充実も、今回の主な改善事項の中に盛り込まれています。つまり、実社会とのかかわりを重視した教育を一層進めていかなければならないことが、今回の指導要領の改善の中でも大きく重視された点であり、この中に挙げられているさまざまな教育分野の中には、恐らく金融経済教育も含めて考えて良いと思えますが、こうした分野について、充実を図ろうということになっています。

資料3ページは、具体的に学習指導要領の中でどのようなことが記述されているかです。社会の変化を踏まえ、学校教育の中でそうした実社会に対応していく力を養っていくため、児童・生徒が金融や経済に関する基本的な知識を身につけることは大変重要です。このため、従来からも小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科等を中心に金融に関する教育を行ってきましたが、今回の指導要領では、さらにその充実を図っています。

新学習指導要領の小学校についての例がありますが、例えば家庭科では、物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること、道徳では、物や金銭を大切にするといった

事柄について記載しています。

資料4 ページは、小学校の家庭科で実際に使用している教科書の抜粋です。

資料5 ページですが、中学校になると、発達段階に応じて指導内容のほうも充実させています。中学校の公民的分野では、例えば現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させることとか、市場における価格の決め方や資源の配分について理解させること、あるいは技術・家庭科では、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解することなど、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用が盛り込まれています。

資料6 ページ、7 ページは、中学校の教科書の例として、金融の意味や金融機関の働きについての部分、販売方法や支払い方法、契約の意味といった部分についての抜粋です。

資料8 ページは、高等学校における指導要領の記載例です。高等学校になると、現代の経済社会の変容などに触れながら、金融について理解を深めることや、金融制度や資金の流れの変化などにも触れているほか、金融の仕組みと働き、金融に関する環境の変化などが取り上げられています。また、家庭科においても、生涯を見通した生活における経済の管理や計画であるとか、消費行動における意思決定の過程とその重要性についての理解、消費者としての主体的な判断といったことについて扱われています。

資料9 ページ以降は、高等学校の教科書の抜粋です。

このように、教科書の記述あるいは学習指導要領の記載については、実社会とのかかわりを重視した教育をこれから進めていくことで、指導要領も充実して取組みを進めています。こうした取組みを進めていくに当たっては、外部の専門家の方々の力を借り、連携を図っていくことが重要です。

資料14 ページですが、文部科学省では、こうした社会の様々な分野の方々の力を借りて学校教育を充実させるために、昨年夏にポータルサイトをつくっています。社会科や家庭科の授業を行う際に、先生だけで児童・生徒の十分な関心を引出す指導を行うことは難しい面があります。その際に、専門家の方々の力を借りるマッチングの仕組みとして、ポータルサイトでの活用を進めています。

資料16 ページですが、小・中・高等学校において、総合的な学習の時間があります。これは、総合的・横断的な分野、あるいは探求的な学習をして子どもたちの力を育てていくという時間です。こうした総合学習の時間とか特別活動の時間、社会科・公民科・家庭科等の授業を活用して、これは金融経済教育だけではないが、社会とかかわっていく実

践力を養っていくということで、未来の主権者育成プログラムという副題をつけていますが、こうした力を養っていくためのプログラムを各地域に委嘱して開発する取組みを25年度から進める予定です。こうした取組みも進めていきながら、実社会と密接な関連のある金融経済教育についても進めていければと思います。

最後に、資料13ページに戻っていただき、学校教育で育成すべき学力についてです。実社会が変化していく中で、学校教育には実社会とのかかわりの深い、様々な分野の教育が求められています。学校の現場では、例えば防災教育、食育、消費者教育、金銭教育、キャリア教育と、様々な分野の教育ニーズがあり、若干戸惑っています。

こうした教育は、実際に社会の変化を踏まえて教育を進めていく上でも、本当に必要な事項というものについて、発達段階に応じてしっかりと盛り込んで進めていくことが必要です。特に日本の子どもたちは、学ぶことと社会とのかかわりについての意識が薄く、自分が学んでいることが実際の社会の中でどのように役立っているのかわからず、そのことが学ぶことへの意識・意欲の低さにつながっているのではないかという指摘があります。そうしたことを踏まえ、教員がこうしたことを学ぶ重要性を理解し、常に何のために学んでいるのかということを確認に示しながら、また、消費者教育の推進に関する法律の説明でもありましたが、様々な関連分野との連携も深めていきながら進めていくことが重要です。そのためには、教員の研修や教材の充実も必要となりますので、その部分については、引続き皆様の力も借りながら進めていきたいと思っています。

一方、全てを学校教育で行うのは不可能です。学校教育では、学校教育法第30条第2項に、いわゆる学力の3要素と言われていますが、各学校の目標を達成するために留意しなければならないこととして、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させること。これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと。また、主体的に学習に取り組む態度を養うということに、特に意を用いなければならない、ということが明記されています。

こうしたことを踏まえるとともに、前回の研究会でイギリスにおける取り組み状況の説明の中で、一番情報を必要としている現場に情報を与えることが大事であるという説明があったと伺っているほか、先ほど笹井課長からも、各世代、ライフイベント等の学習者に応じた取組みの充実を図ることが重要だという話もありました。そうした人生の中で必要な情報を、必要なときに使わなければいけない。必要な力を発揮しなければいけないときに、一人一人が自分で考えて判断し、また必要な情報を得て取り組んでいけるような基盤

を培っていくことが、学校教育の最大の目的ではないかと考えており、そうしたことに留意しながら、引続き金融経済教育の取組みを進めていければと思います。

【吉野センター長】 それぞれ直面されている問題についての説明、ありがとうございます。それでは、メンバーの方から今の説明も含め、ご意見、ご質問お願いします。初めに石毛メンバー、お願いします。

【石毛メンバー】 金融経済教育について、国としてきちんと位置づけをし、そして、法的裏づけのあるきちんとした推進機関、推進体制を創り上げる必要があると考えます。そのためには、名前は別としても「金融経済教育推進法」といった法律が必要だと思います。消費者庁に質問ですが、消費者教育の推進に関する法律をつくった前と後で、何か具体的に変わったことがありますか。

【長谷川消費生活情報課長】 消費生活情報課が消費者教育を担当してきましたが、人員も含め体制の充実が図られています。

そのほか、消費者教育推進会議の設置が法律で決められ、消費者庁の中に設置されることが一番大きいと思います。消費者教育推進会議において、政府がつくった基本方針案について意見を聞くわけですが、それだけではなく、消費者教育推進会議というものがメンバー間の情報共有や、法律を推進するためのエンジンとなる役割が期待されていると思います。法律ができて、消費者教育推進会議ができて、そして基本方針ができて、さらにそれをどうするかといったところが重要な課題となりますので、どのように消費者教育推進会議を運営するのかは、これから議論があると思いますが、法律に則った形で、消費者教育推進会議を大いに活用していきたいと思います。

【石毛メンバー】 先ほど申しあげましたように、金融経済教育も少なくともきちんとした位置づけと推進体制でやらなければならないと思います。2点目ですが、法律的に枠組みをつくり、国としての推進体制を整えたとしても、全てを政府が行う、税金を投入する、ということではなく、前にも申しあげたのですが、民間が進んで金融経済教育をやる、あるいは進んで金融経済を学ぼう、という仕組みといますか、一種の市場活性化策だと思うのですが、そういうところに知恵を絞らないと、学校教育でも、社会人教育でも、金融経済教育が本当の意味で浸透しないと思います。

たとえば、学校教育で教えてほしいことは、あれもこれも、となっているのが実情だと思います。大学でも、社会人基礎力を身に付けろとか、グローバル人材になれとか、いろいろなことを言いますが、そういわれても、あれもこれもの中に無理やり上から押し込むよ

うな金融経済教育になつては、身につくような教育効果は上がらないと思います。ですから、学生あるいは小・中学生でも良いのですが、進んで学びたくなるようなインセンティブをどうするか、ということに知恵を出さないといけないと思います。

拙い知恵ですが、第2回の研究会で金融検定をつくり、それに受かるとインセンティブを得られる仕組みを作つてはどうかと申し上げたのですが、とにかく自ら進んで学ぶという仕組みをつくっていくのがポイントだと思います。

特に社会人教育では、文部科学省の資料にある公民館における消費者教育実施状況を見ても、教育委員会、住民ともほとんど金融経済教育に関心がないことが分かります。法律的な枠組み、あるいは政府としての推進体制をつくるとともに、民間から自然と学ぶ意欲がわき出てくるような知恵はないか、議論したほうが良いのではないかと思います。

3点目は、文部科学省の説明では、働くこと、稼ぐことが入っていない気がするのですが、なぜでしょうか。

【塩見教育課程課長】 今日では抜粋した資料は省略されていますが、働くことなどについても、教育しています。

【石毛メンバー】 お金の使い方、消費者教育、金融経済教育というのは、まず働いて稼いでからの話ですので、そこはよろしくをお願いします。

【吉野センター長】 次に、伊藤メンバー、お願いします。

【伊藤メンバー】 消費者教育の推進に関する法律や文部科学省の消費者教育の指針などに、知識から行動へという動きが出ており、前進していると思いました。金融についても、第1回目に報告したように、欧米やOECDでは、行動や態度というのが重要となつてきています。そういう意味から、金融庁設置法第4条の21に、金融に係る知識の普及に関することが所掌義務として規定されていますが、知識の普及より、もう一步前進するような規定が必要と感じています。

2点目は、相談についてですが、消費者のいろいろなトラブルを見ていると、全体としては金融商品のサプライサイドと、それを受ける側のディマンドサイドの情報格差が基本的には非常に大きい。そこが縮まっていないことが大前提の認識ではないかと思います。放っておけば情報格差があるので、トラブルになる可能性というのは客観的に存在しており、どういう相談や教育を行うのかという観点で考えると、例えば消費生活相談、あるいは金融サービス利用者相談というのは、大枠で言うと対症療法的な相談だと位置づけられると思います。その場で、こういうことがあったのだが、これはどうなのだという話と、

実際に被害に遭ってしまったのだが、どうすべきなのかということが中心で、これに対する相談にはもう一つ、中立的で予防的な相談があると思います。

イギリスでは、マネーアドバイスサービスを行っていますが、その前にマネーガイドンがあります。金融に関するアドバイスが重要と言っているとき、そのアドバイスの特徴は、中立的・一般的というのがありますが、当然金融商品を勧めることはしませんが、重要なのは予防的（プリベンション）という規定があります。何が予防的かという、被害等に遭わないで、逆に適切な金融商品を選択し、家計管理ができるように、前もって計画を立てるといふことと、金融商品の選択の基本的な考え方を教えるようなアドバイスサービスが重要だというのが、イギリスで推進している相談の内容です。

予防的なアドバイスサービスを行わないと、情報格差はそう簡単に埋まらないと思います。特に学校教育ではなく社会教育では、実際に社会人が日々お金の管理をして金融商品の選択等をしているので、教えるという機能だけではなく、予防的なアドバイスサービスをイギリスのような形で検討するのは重要な点だと思います。そうしないと、結局、トラブルが起こってから対処するというだけにとどまるので、そこから一步前へ出るという必要があるというのが意見です。

消費者教育の推進に関する法律については、画期的な内容であり、消費者が保護の対象から自立の対象となり、消費者市民という主体性を強く出そうとしている点で、評価できます。しかし、特に知識を習得して適切な行動に結びつける実践的能力を育成することが、非常に重要ではないかと思えます。

ところが、ヨーロッパでは、例えばEUのD o l c e t aという消費者サイトは、20数カ国の言語でできていて、金融は非常に大きなカテゴリーになっており、金融を消費者教育の中で大きな位置づけをしている形になっています。それから、以前説明した北欧協議会でも、消費者教育の4つの分野の中の1つという位置づけになっていますが、消費者教育の推進に関する法律では、恐らく、環境・食育・国際理解教育等の「等」の中に入っている感じで、位置づけが低いのではないかと思えます。

金融被害が多く、情報格差が大きいので、適切な金融商品の選択は、一般的な商品の選択と同じように必要です。特に格差が開いていく若い方にとって、金融の知識というのは、消費者として必須ではないかと思うので、位置づけをぜひ上げていただきたい。逆に言うと、なぜ金融は消費者教育の中で明確に位置づけられないのかというのを、教えていただきたい。

2点目ですが、消費者教育推進会議については、情報交換、調整と意見機能ということで、推進といっても、そこが何かを評価をし、進めていくという意見を強力に出すという役割を持っているわけではないのではないかと感じています。今までは、金融広報中央委員会がリーダーシップを発揮し、推進してきたわけですが、国の機関の中に推進会議のような機関を設置していく必要があります。

先ほど説明があった相談についても、学習を進めるだけではなく、相談・アドバイス機能ということになると、中立的なアドバイザーの仕組みが必要です。そういう意味でこの消費者教育推進会議の位置づけは、もう一つ外側から意見を言うようなことなのではないかと思うのですが、その点について、お聞きしたいと思います。

社会教育の分野は、実際に社会に出て生活している方々で日々金融の取引をされている方が対象ですから、そういう方々が正しい金融行動をすればマーケットを変える力になります。逆に、適切な金融行動をとらなければマーケットを棄損するという関係にあると思います。そうすると、社会教育の分野で一般の社会人、若い方から高齢者まで適切な金融教育を消費者教育の一環として進めていくというのは、推進すればマーケットに対する、例えば資本市場に対する効果というのは絶大なものがあり、そういう潜在的な領域ではないかと思います。

ところが、どのような教育を行うのかというと、先ほど様々な講座の説明がありましたが、何を教えるかという基準をつくる必要があると思います。国際的には、金融教育における4つの柱があり、家計管理、計画を立てる、金融知識を身につける、4つ目が金融商品の選択があります。こういう格差が広がっていく状況では、家計管理も非常に大きなテーマであり、公民館などで積極的に若い方や独身の方、あるいは結婚された方に対し行うべき重要なテーマだと思います。それから、金融リテラシーということで言うと、金利とかインフレ、デフレ、あるいは為替ということも非常に大きなテーマではないかと思います。主要テーマを絞り込む、あるいは重点を幾つか定めて、民間の団体と協力してやっていくというやり方が一つの方法ではないかと思います。

学校教育は、指導要領が随分前進し、教科書の中でも金融に関する記述が増えていると思いますが、様々なことを教える中で、金利の計算、単利、複利については、どこかの段階で全ての日本国民が学ぶべきではないかと個人的には思います。江戸時代には和算学があり、ネズミ算がありましたが、ネズミ算式に増えるというところとわかったような感じで、むしろ昔のほうが複利は教えられていたと思います。国際社会の中で、為替は非常に重要で

すし、子どもでも海外でドルを使う機会があります。インフレやデフレについても、金融経済教育で基礎になる非常に重要な項目ですので、しっかり教えることが最低限必要ではないかと思います。

また、家庭と社会でいろいろ教わる機会を設けることが必要だと思いますので、保護者、あるいは子どもたちが金融機関などで社会見学やセミナーなどに参加することが良い教育ではないかと思います。

【長谷川消費生活情報課長】 消費者教育の推進に関する法律では、他の教育の列举の中には、環境教育・食育・国際理解教育があり、金融経済教育が入っていません。基本的には、金融経済教育あるいは金融教育については、まさに消費者教育の重要なパートだと思っています。契約や取引というのは、消費生活そのものだと思います。一方、環境教育、食育等は消費者教育との接点について、どこに関係があるのかあいまいというか、位置づけられていないということもあり、別個に考えられやすいと思います。そこが実を言うと消費者教育と関係があるということを改めて明示したような整理になっていると思います。したがって、これまでもそうでしたが、まさに消費者教育にとって金融トラブルは非常に大きな課題ですし、消費者教育と金融教育、金融庁と消費者庁は、これまでも連携もしていましたので、そこで位置づけが高いとか低いということではないという整理だと思います。

消費者教育推進会議については、自立的に何か発議をしたり、建議をしたりという調査審議機能の面は持っておらず、基本的にはメンバー間の意見交換の場です。そこは、法律の規定を超えない範囲で、運用の中でいろいろと工夫できるのではないかと思います。例えば個別の案件について議論し、いろいろな人を呼んで会議に入ってもらうことで、かなりの部分、対応できるのではないかと期待しています。

【塩見教育課程課長】 金利、為替、デフレ、インフレといった、金融経済全体を考える上でも大事な点について、しっかり教えるべきというのはそのとおりだと思います。為替、インフレ、金利も含めてですが、知識としては学校教育の中で扱っていますが、それが実際の生活の中にどういう影響をしてくるのか、それがどのように回っているのかということについてまで、しっかり自分のこととして考えさせるような教育、単に紙の上だけで見るということではなく、意識してしっかり学んでもらえるようなことを、これから一層やっていかなければならないと思います。

複利や金利の計算などは、社会科だけではなく、数学でも当然扱うことができます。最

近も、数学の中で、社会の中で数学はどのように役に立っているかについて、新しい指導要領では重視することになっており、いろいろなところを横断して学んでいくような取り組みをもっと進めていけたらと思います。

【笹井男女共同参画学習課長】 何を学ぶべきなのかを示すべきではないかということ、おっしゃるとおりだと思います。

今回、事例として挙げました、雑誌「社会教育」と証券会社とのコラボレーション企画については、講座の内容を決めるにあたり、講座を主催する主体と証券会社との間で協議して決めています。例えば、江戸川大学では「国際金融最前線」という形での講座内容になっています。

先ほど年代層に合わせた取組内容が必要ではないかと申し上げましたが、どのような方々をターゲットにして、どのような教育を提供していくのかというのは重要な話ですので、この検討会においてどうしても必要な基礎的な部分、それから年齢層に合わせ、このようなことを学ぶべきではないかということ、社会教育を企画する教育委員会や公民館に提示していくことができると考えております。ぜひそういうことについて御協力いただきたいと思います。

【吉野センター長】 先ほどのように、数学は経済とすごく似たところがあり、中学のときに、ある学生が、先生にこれは何に使うのですかと聞いたところ、おまえ、そんなのは高校に受かってから考えろ、とにかくこの公式を覚えろ、という答えでした。後で見ると、それが複利計算だったのですが、教育の現場で教える方もこういうときに使うのだというのを一言言ってくれれば、習っている側もよくわかるのではないかと思います。

それでは、翁メンバー、お願いします。

【翁メンバー】 消費者教育については、消費者教育の中に金融教育が入っていて、特出しされていないという理解でよろしいでしょうか。環境教育、食育、国際理解が書いてありますが、金融教育は、消費者教育の中の大事な位置づけという理解でよろしいでしょうか。

【長谷川消費生活情報課長】 構成要素として完全に含まれているとは限らないと思います。外れている部分があるかもしれませんが、基本的には、消費者教育の対象は、例えば取引とか契約の問題、あるいは食品の安全の2つとっており、金融経済教育は、その中の本当にメインのところだと思います。

【翁メンバー】 わかりました。それから、社会教育における消費者教育、金融経済教

育の取組みについてですが、教育委員会が消費者教育の推進主体の一つなのでしょうか。

【笹井男女共同参画学習課長】 社会教育行政を行っているのは、教育委員会ですので、金融経済教育に関しても、社会教育という形で行う場合には、教育委員会が主体です。

【翁メンバー】 わかりました。教育委員会は多忙で、学校教育に時間がとられているのではないかと思います、社会教育にどのぐらい知見のある人たちが集まっているのか、わからなかったもので、後で教えていただきたいです。

資料3の8ページについて、講師がいない、教材が少ない、というのは、事業者とのコラボレーションを図ることによって、かなり解決できる部分がありそうなので、コラボレーションをもっと進めていく意味があると感じました。

どのような取組みをすればよいのかわからないということに関連し、今、非常に草の根レベルで多重債務問題に苦しんでいる人、本当に家計管理ができなくて困っている人が増えています。まず自治体レベルで社会人に対し、こういった人たちにどういう機会を提供できるのかを考えていく必要があります。この問題、高齢者も増えますし、恐らくこれから大きな問題になっていくのではないかと思います、こういった取組みにも力を入れていく必要があると思っています。

学校教育に関し、1つは、公民的分野と家庭科分野の両方を学んで、金融の動きを踏まえて自分の家庭で学ぶことが活かされる方向にしていきたい。金融は金融で学ぶ、家庭科は家庭科で学ぶということだと、今の金融情勢や、長い生涯のことですが、どのような経済の状態であるから自分はこのように注意して生活していかなければならないのだということが、それぞれの先生に教わると有機的に結びつかない可能性があるのではないかと感じており、両方をうまく有機的に連携させて教えていくことが大事ではないかなと思います。

特に高校については、生涯を見通した生活における家計管理の重要性について認識させることが必要です。働いて稼いでいき、そして家計を営み、老後に備える貯蓄をしながら生活していくのだというところを高校時代にしっかり身につけさせるということが重要ですので、この点を重点的に教えていただければと思います。

【笹井男女共同参画学習課長】 通常、教育委員会には学校教育の部門と社会教育の部門があり、社会教育では、社会教育主事という専門職を教育委員会に置くことになっています。ただし、そういう方が金融経済の専門家なのかということになると、必ずしもそうではありません。社会教育主事や公民館で講座等の企画を行う方と、専門家の方々とをど

のようにつなげていくのかということが、これから必要になってくると考えており、文部科学省としても進めたいと思います。

先ほどの多重債務や家計管理が難しいような方々への対応については、教育も必要ですが、実際にどうやって手を差し伸べていくのかという点で消費者行政とも関係しますので、そこは教育委員会と消費者行政部局とで連携を図っていく必要があります。

【吉野センター長】 指導者や講師となる人材がいないということですが、恐らく公民館の周りには金融機関のOBの方などがたくさんいるはず。それもいろいろな金融機関でこれまで活躍された方が多いので、銀行の方、証券の方、信託の方、保険の方、いろいろな人材を回せばできるのではないかと思います。

では、神戸メンバー、お願いします。

【神戸メンバー】 資料1の5ページについて、金融サービス利用者相談室では基本的な金融知識・態度・行動についても、アドバイスをされているようですが、2番目に短期的な利益の追求を目指すのではなく、堅実なリターンを目指すことをアドバイスされているという記述がありますが、短期的な利益を追求するのはなぜいけないか、というような解説・説明はしているのですか。

【中島副センター長】 現場のアドバイスとしては、4ページの方で行っており、5ページにある基本的な金融知識・態度・行動は、どちらかというところの金融経済教育を念頭に置いて記載しています。現場でのアドバイスとしては、この投資信託で言えば、4ページの下に書いてあることですが、ケース・バイ・ケースであり、相談員は、相手の話に応じていろいろな話をしています。

【神戸メンバー】 6ページの基本的な金融知識・態度・行動については、何のリスクに備え、また幾らぐらい備えておくべきか、みずから整理・判断し、確認しなさいということですが、その具体的な方法についても話しておられるということですか。

【中島副センター長】 これも注意点のほうを現場で話し、むしろ金融経済教育で何を考えるのかというと、メンバーの方々からよくお話いただいている中に、今後どういうことを金融経済教育で教えるべきか、教育すべき内容について、ある程度インプリケーションになるようにということです。この基本的な金融知識・態度・行動は、この研究会用に記載しているという位置づけです。

【神戸メンバー】 今、質問させて頂いたのは、相談する側の立場の方は、世の中で言われている長期投資が王道だとか、短期的な投資は好ましくないとか、自分で自分のリス

クを整理・判断しなければならないとか言われても、あまりピンと来ない方が大半ではないかと思うからです。何故長期投資なのか、分散投資なのか、という基本的な考え方については、金融経済教育の最初の段階で行われないと、なかなか常識として定着しにくいのではないかと思います。

資料2については、消費者教育と言った時点ですでに、マイナスを防ぐための教育というイメージが大きいと思います。ファイナンシャルプランナーの場合、消費者よりも生活者という言い方を多用しますが、生活者はあるときは消費者になり、あるときは投資家となります。だからこそ、その両面についての教育が必要だと思うのですが、いずれの場合も根本にはライフプランやライフスタイルがあり、どうすれば自分らしく生きられるかが最終的な目標なのではないでしょうか。自分らしく生きるための経済的な裏付け作りで何が必要かという、まずはキャリアプランとファイナンシャルプランでしょう。先ほど、稼ぐというのがまず前提、という話がありましたが、どうやって稼ぐかという、まずはキャリアプラン。どのように働いて収入を得るのかということがあります。ただし、一定の年齢以上になると、キャリアプラン次第とはいってもなかなか厳しくなるでしょうから、それまでに財産ができていれば、そのお金にどう働いてもらうかということが重要になってきます。それがファイナンシャルプランの部分に当たります。いずれにしても、その2つを組み合わせ、自分らしく生きることが目的になるのだと思います。

これまで、消費者という言葉が日本人になじみやすかったのは、稼ぐというイメージを持っている方が自営業の方を除くとあまりおらず、サラリーマンや公務員の立場だと、給与、ボーナス、退職金、あるいは年金も全部支給される、つまりもらうものというイメージが強く、自分で稼ぐという意識につながりにくかったからだと思います。そんな状況の中では、まず間違いなく給与が支給される中で、どうすればマイナスを防げるのかということを知っていれば大体解決できてきたのですが、今の生活者の多くは、将来本当に予定しているだけもらえるのかという疑問や不安が大きくなっている中、自分はどうすれば収入を増やすことが可能なのか、ということを考えて始めています。その結果、キャリアプランが大切だと思う方が増えてきて、資格取得のブームみたいなものが起こっていると思いますし、一定年齢以上になって金融資産を持っている方は、どうすればお金に働いてもらえるのかを考えて始めておられるのではないかと思います。

その両方を経済的な裏付けとして、これから自分自身、どう生きていくのかということになるはずですので、中学や高校における家庭科は、我々の頃の家庭科のイメージではな

く、家計管理が家庭の基本という時代になりつつあると思います。それに対応して家計管理こそが主要な単元になっていくべきだという気がします。いずれにしても、資料2に関して言えば、できれば消費者庁もマイナスを防ぐ、消費者は被害者になりやすい立場というイメージだけではなく、同時に投資家としての側面もあわせ持っていることに配慮した教育の推進を行っていただければと思います。

資料3の文部科学省の公民館における学校教育以外の消費者教育、あるいは金融経済教育の説明については、高齢者や、これから社会人となり初めて様々な契約主体になる大学生などは、確かに被害者になりやすい立場にあると考えられますので、この方々に対してどうすればマイナスを防げるかというところをきちんと伝えていくのが重要な教育項目になってしかるべきだと思います。現状、行われている公民館における教育の実施状況を拝見すると、その辺の意識がまだ低いかもしれませんが、重要性をキチンとアピールすることなどで定着して行けば、開かれる講座数の比率も大分変わって行く気がいたします。

資料4については、先程も申し上げましたが中学や高校の家庭科においては、家計の健全化、すなわち家計管理が基本で、それをいかに実現していくかを家庭科教育における主要カリキュラムの一つとして、先生方にもきちんと認識していただいたほうがいいのではないかと思います。いかに生活者の暮らしが金融マーケットと密接にかかわっているのかも、家庭科あるいは総合教育などを中心に、カリキュラムの目的として提示したらいいのではないかと思います。

これまでFPとして年間数十回、場合によっては百回以上、小・中・高校などでボランティアで金融経済教育を行って来られた方がいます。その方によると、学校に趣旨を説明に行くと教育委員会に行つてと言われ、ようやく理解を得られて学校に戻つてくると、今度はPTA向けの説明が必要と言われてしまう。実際に実現するまでのハードルが高くてとても大変だという話でした。児童・生徒に対する授業の機会が得られれば、ライフプランやお金について考えることの重要性を伝える自信は十分あるのだが、その手前で気持ちがなえそうになってしまうということです。

今回、文部科学省がポータルサイトを作られて、ニーズのマッチングサービスを始めたということは素晴らしいと思います。もっと利用されるように、機能するには何が必要なのかを考えていただければ幸いです。

ポータルサイトの利用を増やす上で一つのヒントになるかもしれないと思うのが、小学校向けであればゲーム形式で親子で学ぶというコンセプトのプログラムです。親にも来て

もらって、ゲーム形式で親子一緒に学ぶ事により、PTAの方々の理解も得やすいですし、お子さんに教える形をとりながら、実は親の教育にもなっているというプログラムは人気があると聞いています。このポータルサイトの中で、そのようなプログラムの内容を具体的に紹介されると利用が進む気もしますので、せっかくよいものを作られたと思いますので、さまざまな活用される工夫をしていただければと思います。

【長谷川消費生活情報課長】 法律第1条に、消費者教育の目的として、生命・身体の危害とかを防止するとか、財産事案のトラブルを防止するという事で、まずは消費者被害を防止するというのがありますが、それとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動するということがあります。そういう意思決定において将来を見据えながら行動していくということが、今回、自立という観点から重要だと思われるので、意識したいと思います。

消費者市民社会の中で、自分の行動が現在及び将来の世代にわたってどのように影響するのか、ましてや自分の今の行動がどのように影響するのか、そこは非常に重要なファクターですので、ただ単に被害を防止するとか、トラブルに対してどうするのかとともに、そういうところも意識して、今後も推進基本方針など策定する場合には気をつけたいと思います。

【塩見教育課程課長】 家庭科教育、公民教育、あわせてそうなのですが、こういう金融経済教育について考える、生涯の設計を考えるということは、生き方そのものを考えるということに大きなかわりがあるといえますか、その内容の大きな部分を占めるものと思います。科目ごとにばらばらで、それぞれの知識を教えれば良いということではなく、トータルとして考えたときに、一人一人が本当に社会で生きていく力をどう身につけていくかという視点に立って、学校教育全体の中でマネジメントし、どこでどう関連づけて教えるかということを一層重視しなければならないと思います。

実は、キャリア教育という言葉もあり、生涯について自分がどのように働き、また人として生きていくかという視点で教育を捉えようということもやっています。その中でも、こうした金融・経済のかかわりというのは大事な話です。今、学校の中でもカリキュラムをマネジメントする視点で、それぞれの科目の先生だけではなく、それを超えて学校教育全体のカリキュラムを見てマネジメントしようという動きも出てきていますが、その中でも非常に重要な点として位置づけて進めていければと思います。

ポータルサイトについては、稼働してそれほど時間が経っておりません。まだまだ不十

分な点がありますが、いろいろな成功例、失敗例を把握しながら、より良いものになるように努めていきたいと思っていますので、ご助言いただければと思います。

【笹井男女共同参画学習課長】 資料3の7ページで説明しましたが、特に若者、高齢者は、そういう被害に遭いやすいということで、消費者教育の指針を出しました。

地域においてどのような取組をしていくのかに関しては、消費者教育の推進に関する法律の中で努力義務ではありますが、推進計画の作成や協議会の開催ということがありますので、各地方公共団体で、どのように取り組んでいくのかについて、しっかり議論し、計画を立て、消費者教育あるいは金融経済教育という形で進めていただければ、大変ありがたいと思います。

【吉野センター長】 それでは、永沢メンバー、お願いします。

【永沢メンバー】 金融庁からの説明については、金融商品に絡むトラブル紛争解決の場に関わっておりますので、そこでの経験を踏まえての意見です。確かに、個別具体的な詐欺的商品や商法の事例紹介は必要ですし、一般消費者にはわかりやすいのですが、それだけでは応用力はつかないと感じています。成人についても考える力を育むことが必要で、なぜこういう規制があるのかまで理解してもらうことが必要ではないかと思っています。

例えば、情報開示の制度がなぜ整備されているのでしょうか。金融機関はなぜ免許制、登録制なのでしょう。なぜ免許を受けている業者や登録業者を選ばなければならないのでしょうか。規制がなぜ作られてきたのか、その歴史的な背景も踏まえて、規制の意味を理解することが必要です。詐欺的な手法は日々進化しますし、教育という観点からも、今後はそういった内容も取り入れていく必要があるのではないかと感じています。

消費者庁からの説明については、消費者教育の推進に関する法律の成立を大変喜んでおりますが、実際の議論の場では安全ばかりが関心事のように私も感じています。安全はもちろん最も重要なことですが、法文に自立という文言が新しく入った以上は、消費者教育の中で意識的に取り組んでいく必要があると感じています。

金融経済教育は消費者教育の中に入っているというご回答でしたが、金融経済教育のウエイトはもっと大きくてもいいのではないかと感じています。消費者教育推進会議に、自立という観点から金融経済教育についても提言をいただけるメンバーに新規に加わっていただくことも必要なのではないでしょうか。

文部科学省の方から、学校教育において、ポータルサイトを活用した新たな取組みの紹介がありましたが、私は高く評価したいと思っています。消費者庁では既にポータルサ

イトをお持ちです。このポータルサイトの活用が今後の課題であるとして、既に消費者教育推進会議でも検討されていると伺っていますが、金融経済教育を担う組織や人々がどのようにかかわっていくことが期待されているのかを、同会議で策定されるビジョンの中で言及いただくことを期待しています。

文部科学省からの説明については、まず、社会教育においては社会教育主事の役割が大変重要と感じました。わが国の社会教育においては、レクリエーションに重きが置かれてきた感は否めません。大学で社会教育主事の資格を取得する際に、消費者教育は必ずしも必修科目とはなっていないため、消費者教育に強い社会教育主事が全体的に少ないのが実状です。金融経済教育も含め消費者教育を、社会教育主事を目指す学生に学んでもらう機会をもっと増やしていくことが必要ですし、すでに社会教育主事となっておられる方に対しても、学ぶ機会を提供いただくことが必要と思います。

資料3ページに、学級講座数、金融経済教育や消費者教育に該当する講座数が少ないというデータが示されていますが、これは、ニーズがないのではなく、社会教育主事の力量なり関心によるところも大きいのではないかと思います。

また、社会教育に関して、先ほどターゲットは高齢者や若者という話がありましたが、主婦やアクティブシニアの中に、成人教育とりわけ消費者教育や金融経済教育の分野で重要な役割を果たしたいと思っている方も少なからずいます。こうした層を活用することも考えていただきたいと思います。そのときに、ネックとなるのが学習の場です。公民館や生涯学習センターのような公共の施設を利用しやすくすることも必要と思います。

資料8ページについて、社会教育主事の立場になって考えてみると、メニューの充実が重要と思われます。仙台や大学での取組み例が紹介されていますが、社会教育主事の立場になって考えてみると、中立・公正で安心して使えるメニューがないと、積極的に行うことには躊躇しがちであろうと容易に推測されます。安易に民間に丸投げするのではなく、民間とタイアップしながら、どこかの機関がクオリティ・コントロールをし、メニューの充実を社会全体で考えていく必要があると思います。

同じく資料8ページですが、「特になし」という回答が多い点が大変気になります。金融経済教育が実施されていない現状との関係について、どう考えていますか。

最後に、学校教育についてですが、家庭科、特に高校の家庭科の役割が重要だと思います。この点、家庭科の先生が専門にされてきた分野は被服・食物が多いのが実状です。家庭科の先生に対しても、金融経済について学ぶ機会を拡充していく必要があるように思い

ます。そのためのメニューの拡充には、文部科学省だけではなく、他の行政機関や民間の力も動員して、社会全体で支援していく必要があると思います。

【長谷川消費生活情報課長】 自立の重要性という点は、まさにそうだと思っています。しっかりと踏まえて対応していきたいと思っています。

消費者教育ポータルサイトについては、消費者庁も約700～800の事例を載せています。ただ、ユーザーの方々から、使い勝手が悪い、検索がうまくいかないという批判がありますので、現在、改修を行っています。その改修に対応する形で、消費者教育を体系的に整理するため、発達段階ごとにどのような領域で学ぶべきかというマトリックスについて、有識者の方々に入っていたいただいた研究会で検討しました。それを使いながら、ユーザーの方々に利用いただきたいと思っています。

その中に、金融の専門家にも入っていただき、教育のどこのプロセスで、例えばリターンとリスクの関係を学ぶのかについても指摘いただいております、そうした点も注意しながら、消費者教育ポータルサイトの整備や体系化について、対応したいと思っています。

【笹井男女共同参画学習課長】 社会教育主事に期待するという御意見がありました。特に、金融経済教育や消費者教育に関して、社会教育主事は必ずしも専門家ではないと申し上げましたが、いろいろな研修などで情報提供を含めた対応を行っていききたいと思います。

メニューの提示については、重要な話であると思っています。この研究会あるいはその他の場でも、そういうことをぜひお願いできれば、全国の教育委員会にも提示ができると思います。

資料8ページについて、課題が特にないというのが3割ぐらいあるという御指摘がありました。なぜ「特になし」という回答になっているのか、詰めた究明はできていませんが、消費者教育をやっていて、特に課題を感じていないのか、あるいは消費者教育が十分なされていない状況で、消費者教育の必要性について、認識が不足しているが故に課題を感じていないということだったのか、という両面があるように思います。当然それぞれの教育委員会の考え方もありますが、今回、法律もできたので、金融経済教育を含めて消費者教育をしっかりと進めていきたいと考えています。

【塩見教育課程課長】 高校の家庭科における消費者教育の役割は大事だと思います。家庭科、公民科は、各教科を含め消費者教育をどのように充実させていくかということで、学校教育の部分について、24年度から消費者教育のモデル事業を行うことで、幾つかの

地域にお願いし、研修プログラムや教材の開発など、各教科にまたがっていますので、そういう内容の開発もお願いしており、今後、成果をみながら、進めていければと思います。

【吉野センター長】 鮎瀬メンバー、お願いします。

【鮎瀬メンバー】 まず、消費者教育と金融経済教育、ないし金融教育の関係ということですが、議論を伺っていて、金融経済教育ないし金融教育の大部分は、消費者教育の推進に関する法律の中の消費者教育そのものの中に入っていると理解しました。また、仮に消費者教育そのものには入っていない部分があったとしても、恐らくこの会議のメンバーの頭の中では、いろいろな消費者教育の共通の土台になりうるような知識、行動様式の教育というのが、金融経済教育の中に入っていると理解されているのではないかと思います。したがって、この法律の中では、金融経済教育の大部分は消費者教育そのものの重要な一部であり、また、そこからはみ出る部分についても、「その他の消費生活に関連する教育」として消費者教育のインフラになりうるような関連領域の教育と位置付けられるのではないかと思います。

金融経済教育について、国としてこれまでよりもさらに推進するような体制を固めるに際して、恐らく将来的には、消費者教育の推進に関する法律と同じように金融経済教育推進法のような法律があり、それを推進するための国の体制があるということが理想なのかもしれません。しかし、せっかく消費者教育の推進に関する法律ができたところですし、新しい学習指導要領の中でも、金融や経済に関する記述が随分充実してきたところですので、ぜひ金融庁におかれては、文部科学省、消費者庁との連携をさらに強化されて、現在の法律や学習指導要領の下で、金融経済教育をより推進するためには、それらをどう位置づけ、どのように使っていくのがよいのかを整理していただきたい。そうすることが、ある意味で足元での近道であり、将来の大きな課題はともかく、足元、どう進めていくかということの一つの大きな推進の枠組みになり得ると感じました。

それから、金融経済教育の中で何を教えるべきなのか、公民的分野と家庭科の分野でどう連携するか、PTAや両親による家庭での教育とどう連携するのか、社会教育の中でいろいろな専門家の方とのコラボレーションをどう図っていくかといった議論については、例えば生活設計が大事だという点も含め、金融広報中央委員会や各都道府県の金融広報委員会がこれまでいろいろと取組んだり、訴えかけたりしてきた中でも、かなり意識されてきたところだと思います。しかし、そうした私どもの取組みや金融関係団体等の様々な取組みが意外に活用されておらず、どこが何をやっているかということも、学校や社会教育の現場で

知られていないと感じます。これらが100%活用されていたら、今日の議論で出された様々な課題にも相当お応えできる体制ができていると思います。

ちなみに、私どもでは「金融学習ナビゲーター」という刊行物を出しています。これは、私ども自身や私どもの委員団体あるいは関係行政庁を含め、どこがどういう教材を出しているのか、どこがどういう出前授業をやっているのか、どういうポータルサイトを持っているのか、といったことを紹介している冊子です。相当古くなってしまったため、今年度、全面改訂を行います。関係団体から様々な情報をいただきながら作業を進めており、まもなくホームページにアップし、印刷した刊行物としても、今年度中に出す予定です。こういうものも活用していただき、また文部科学省のポータルサイトなども活用していただいで、今ある資源をよりうまく活用していただくだけでも、随分改善が図られると思います。その辺りの旗振りも、国として取り組んでいただくのが良いのではないかと感じました。

【石毛メンバー】 素朴な疑問ですが、ここにいる方々は金融関係者ですから、金融経済教育をもっと推進しなければいけないという議論だと思いますが、例えば環境の会議だったら環境教育をもっと行うべきと、あるいは歴史の先生は歴史教育をもっと行うべきと、結局、そういうことだと思います。教育ですから、どのような人を育てるのかというときに、さまざまなテーマの中で金融経済教育のプライオリティーをもっと高めたいといっても、そう簡単ではないと思いますが、高まらないのは、何がネックになっているのでしょうか。例えば、Aさんという人の教育に占める金融経済教育の部分を、今より充実させるには、何が必要なのか、いま一つよくわからないのですが。

【塩見教育課程課長】 恐らく今の社会の中に生きる全ての人に共通の基盤として必要な教育というのがあり、それは恐らく指導要領に書いてあるような内容になってくるのだと思います。今、いろいろな社会の変化の中で、新しい分野がどんどん必要ということが入ってきますが、それらを今やっている、例えば先ほどありました数学や社会科など、様々な教育の中できちんと位置づけし、それと社会とのかかわりがどうなっているのかということも踏まえながら、できるだけ効果的に教えていく取組みを考え、知恵を出していかなければならないというのが1つあると思います。

【石毛メンバー】 それは逆に言うと、位置づけがはっきりしていないということですか。

【塩見教育課程課長】 今、金融経済教育の内容について、公民科や家庭科の中で実施されていますが、それを生徒や学生に聞くと、自分は学校で金融経済教育を学んでいない

と言います。恐らく、それはそういうものだという意識を持って学んでいないため、そのような結果になると思っています。そこで学んでいることが金融界・経済界ではこういう意味があり、結果的には金融・経済教育だったということをしっかり意識しながら、教えるほうも、学ぶほうもそういうことを意識していくというのが、基本的なところとして必要だと思います。

様々な専門分野の学習というのは、高校の専門学科や大学などで、それぞれ分科していくので、その中でしっかりやっていくことになるのではないかと思います。

【伊藤メンバー】 消費者庁に対してですが、消費者教育の中で金融教育がメインで位置づけられているという言葉で安心したのですが、消費者庁のポータルサイトを見て、金融の教材もたくさんありますが、探しにくい。金融で検索し、教材の初めの段階で出てくるようにしていただきたい。

また、消費者教育体系化シートと消費者教育のマップを作成したと思いますが、その中の金融の位置づけが十分でないと思います。家計管理と計画を立てるところは書かれているが、金融知識と金融商品の選択については、ほとんど書かれていない。特に金融商品の選択について言うと、金融庁の相談事例の最後のアドバイスを入れると非常に良いと思っており、主要な項目として具体的に体系化シートやマップの中での位置づけを検討していただきたい。

【吉野センター長】 少し大きな立場から言いますと、利子配当収入がOECDの中で日本が一番低く、全然稼げていません。先月末北京大学、先週シンガポール大学で聞いたのですが、経済学部の金融学科が一番人気があるそうです。なぜかと聞いたら稼ぎたい、金持ちになりたい、というわけです。非常に明確な目的があり、中国の方はそういうところがあるのですが、為替の話などをすると、すごく興味を持ちます。それは、現実に結びついているという意識があるからです。日本の場合、預貯金にしておくだけで、あとはというのが今まで多く、自分で為替をやろうと思っていない。

それから、バブルの話をする、大学生自身が株を買っている、株の話聞くことが非常に勉強になり、経済活動にすごくコミットメントしているため、両親も含めて家族が様々な金融商品に触れており、そういう環境が中国にはあるようで、日本も向けていかななくてはいけないと思うのですが、実際と結びついているというのが、子どもたちを含めて、みんなわかっているような気がいたしました。

規制に関して、六本木のナイトクラブで上からランプが落ちた時、マスコミが、このラ

ンプを管理している省庁はどこだとなり、省庁が規制しなくてはならないとなります。その規制が最初にかかる時、何かしらの原因があり、それがいろいろな批判が出てしまうので、長期で考え、規制が必要かどうかを見直す必要がある気がいたしました。

あとは、消費者教育の中で収入があり、それを消費し、それから借入もあり、運用もあるので、金融経済教育という何か小さいところのように見えますが、本当の根幹の消費生活だと思しますので、ぜひここから皆さんと一緒に日本に対して大きな声で発信し、それが消費者教育の推進に関する法律なり学校教育の中で充実していただけたらと思います。

金融庁のほうからよろしいでしょうか。

【中島副センター長】 このようなプレゼンをしていただいたのは、むしろ金融庁が先行して消費者教育の推進に関する法律の枠組みを活用したいと思っていますので、この後、消費者庁の会議で基本方針等様々策定されますが、その先行事例として、最終的にはそのまま入れてもらうぐらいのつもりで検討したいと思います。

我々も家庭科の先生とお会いしてきたのですが、新学習指導要領が25年度から高校で始まるにあたり、現場は戸惑っているところもあります。ある程度方針を決めて、むしろこちらからお願いするだけではなく、そちらの要望も聞くような形で一緒にやっていくという趣旨で、本当に良い議論を聞かせていただき感謝しています。

【吉野センター長】 今日活発な議論をありがとうございました。

それでは、次回の予定に関しまして、お願いいたします。

【中島副センター長】 今までの4回で、一通り想定していたヒアリングを行いました。さらにこういうところの話を聞きたいという要望があれば、事務局のほうにお知らせください。

次回、これまで頂いた意見について、金融庁で論点整理し、メンバーの皆様にお示しして議論していただこうと考えています。2月中に1回開催したいと思います。

【吉野センター長】 今日もお忙しい中、どうもありがとうございました。

— 了 —